金沢市監査公表第３号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項の規定により、金沢市監査基準（令和２年監査公表第３号）に準拠し実施した財務事務等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第９項の規定により当該報告を公表します。

令和６年３月２１日

金沢市監査委員　　西　尾　昭　浩

金沢市監査委員　　中　村　哲　郎

金沢市監査委員　　前　　誠　一

金沢市監査委員　　源　野　和　清

第１　監査の概要

１　監査の対象局等及び実施期間

<table>
<tr><th colspan="2">監　査　の　対　象　局　等</th><th>実 施 期 間</th></tr>
<tr><td>総　　務　　局</td><td>秘書課、総務課、文書法制課、人事課、
監理課、デジタル行政戦略課、財政課、
税務課、資産税課、市民税課</td><td rowspan="9">令和５年７月 18日
～
令和６年３月４日</td></tr>
<tr><td>福 祉 健 康 局</td><td>福祉政策課、生活支援課、障害福祉課、
福祉指導監査課、地域保健課</td></tr>
<tr><td>こども未来局</td><td>子育て支援課、保育幼稚園課、
青少年健全育成センター、
こども相談センター、幼児教育センター</td></tr>
<tr><td>環　　境　　局</td><td>ごみ減量推進課</td></tr>
<tr><td>出　納　機　関</td><td>会計課</td></tr>
<tr><td>消　　防　　局</td><td>消防総務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">選挙管理委員会</td></tr>
<tr><td>企　　業　　局</td><td>経営企画課、企業総務課、
お客さまサービス課、建設課、維持管理課、
上水課、水処理課</td></tr>
</table>

２　監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、前　誠一、源野和清

３　監査の対象範囲

令和４年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた令和５年度及びその他の年度の事務等を含む。）

４　監査の対象項目

(1)　収入に関する事務
(2)　支出に関する事務
(3)　契約に関する事務
(4)　財産管理に関する事務
(5)　経営に係る事業の管理
(6)　その他必要と認める項目

５　監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

６　監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第２　監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。